

様式 1

オンライン利用率引き上げの基本計画（令和2年12月4日）

省庁名	国土交通省、警察庁、総務省
対象事業名	自動車保有手続きのワンストップサービス (新規登録・変更・移転・抹消登録)

1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID (行政手 続の棚卸 結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年 度)	オンライン 利用率(令 和元年度)	オンラ イン利 用率目 標※	取組期間 (達成期 限) ※
33625	国土交通省自動車 局自動車情報課	自動車の新規登録	自動車ユーザー⇒ 国	4,211,270 件	29.3%	70%※	2026 年 3 月末
33626 33627 33628	国土交通省自動車 局自動車情報課	自動車の変更登録(33626)・移転 登録(33627)・抹消登録(33628)	自動車ユーザー⇒ 国	12,038,566 件	1.1%	20%※	2026 年 3 月末
33624	国土交通省自動車 局自動車情報課	自動車重量税の納付手続(印紙・ 現金)	自動車ユーザー⇒ 国	10 万件以上		※	
2853	警察庁交通局交通 規制課	自動車の保管場所証明の申請	自動車の保有者⇒ 警察署長	7,747,711 件 (令和元年)	15.6%	※	

2897	警察庁交通局交通 規制課	保管場所標章の交付	警察署長⇒自動車 の保有者	8,952,156 件 (令和元年)		※	
112072 10338	総務省自動車税制 企画室	自動車税の申告納付(112072)・ 報告(10338) (新規登録)	自動車ユーザー⇒ 都道府県知事	4,211,270 件	29.3%	※	
112072 10338	総務省自動車税制 企画室	自動車税の申告納付(112072)・ 報告(10338) (変更登録・移転登 録・抹消登録)	自動車ユーザー⇒ 都道府県知事	12,038,566 件	1.1%	※	

※自動車保有手続きのワンストップサービス（以下、「OSS」という。）は、自動車の運行に必要な各種行政手続（各種登録手続、保管場所証明の申請手続、自動車税の申告納付手続）を、オンライン・一括で行うことを可能とするものであるため、主要な手続であるOSSによる自動車の各種登録手続のオンライン利用率の目標値を設定することとする。

2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

自動車の購入者等が自動車（登録車）の運行に必要な各種行政手続（検査登録・保管場所証明・自動車諸税の納税）をオンライン・一括で行うことを可能とするもの。

3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載)

※オンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載

新規登録・変更・移転・抹消登録については3府県において、現時点ではオンライン化されていないが、2023年3月末までに対応予定。

なお、法人謄本等申請書類の一部について電子化が対応していないため、窓口で書面での提出が別途必要となる場合や、OSS 対象手続きとなっておらず、OSS 申請ができない場合がある。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

<p>手続名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保有手続きの新規登録 ・自動車保有手続きの中間登録（変更登録・移転登録・抹消登録） ・自動車重量税の納付手続き（新規登録） ・自動車の保管場所証明の申請（新規登録、変更登録、移転登録） ・自動車の保管場所標章の交付（新規登録、変更登録、移転登録） ・自動車税の申告納付・報告（新規登録） ・自動車税の申告納付・報告（変更登録・移転登録・抹消登録） <p>（課題および取組が共通する手続をまとめてこの枠に記載すること。 課題および取組が異なる手続は、別途次の枠 <4-2> を追加作成し、記載すること）</p>
<p>各手続の概要</p>	<p>【概要】</p> <p><u>自動車保有手続きの新規登録</u></p> <p>新車新規登録・・・新たに購入された、自動車登録を受けていない自動車の登録</p> <p>中古車新規登録・・・利用が一時的に中止されている自動車を再度利用しようとするときに必要となる登録</p> <p><u>自動車保有手続きの中間登録（変更登録・移転登録・抹消登録）</u></p> <p>変更登録・・・引越しや車庫の場所の変更等によって、自動車の所有者の氏名・住所、使用の本拠の位置等を変更した場合に必要となる登録</p> <p>移転登録・・・自動車が売買等によって譲渡、譲受され、名義変更（所有者の変更）が必要となった場合に行う登録</p> <p>抹消登録・・・自動車の利用を一時的に中止する場合又は自動車をリサイクル事業者等に引き渡し、解体処分した場合等に必要となる手続</p>

自動車重量税の納付手続

新規登録や車検の際に自動車の重量に対して支払う税金の手続き

自動車の保管場所証明の申請

自動車の新規登録等を受けようとする者が、自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付等を警察署長に申請する。

自動車税の申告納付・報告

自動車の所有者は、道路運送車両法に規定する新規登録、移転登録等をした場合には、自動車税に関し必要な事項を都道府県知事に申告又は報告するとともに、申告に係る納付を行う。

【年間手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】

自動車保有手続きの新規登録

年間手続件数：1,234,787件（令和元年度）

オンライン利用率 令和元年：29.3% 平成30年：24.6% 平成29～平成27年：不明

自動車保有手続きの中間登録（変更登録・移転登録・抹消登録）

年間手続件数：128,063件（令和元年度）

オンライン利用率 令和元年：1.1% 平成30年：0.4% 平成29～平成27年：不明

自動車の保管場所証明の申請

年間手続件数：1,211,866件（令和元年）

オンライン利用率 令和元年：15.6% 平成30年：12.9% 平成29～平成27年：不明

	<p>自動車税の申告納付・報告（新規登録）</p> <p>年間手続件数：1,234,787 件（令和元年度） オンライン利用率 令和元年：29.3% 平成 30 年：24.6% 平成 29～平成 27 年：不明</p> <p>自動車税の申告納付・報告（変更登録・移転登録・抹消登録）</p> <p>年間手続き件数：128,063 件（令和元年度） オンライン利用率 令和元年：1.1% 平成 30 年：0.4% 平成 29～平成 27 年：不明</p>
<p>オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方（主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載</p>	<p>【目標】（目標にするオンライン利用率の定義も明記）</p> <p>オンライン利用率 70%（自動車保有手続きの新規登録）</p> <p>オンライン利用率 =（新車新規登録処理件数 + 中古車新規登録処理件数）/全申請件数(47 都道府県) （登録処理には、「保管場所証明の申請」・「自動車税の申告納付手続」を含む）</p> <p>オンライン利用率 20%（自動車保有手続きの中間登録（変更登録・移転登録・抹消登録））</p> <p>オンライン利用率 =（変更登録・移転登録・抹消登録処理件数）/全申請件数(47 都道府県) （登録処理には、「保管場所証明の申請」・「自動車税の申告納付手続」を含む場合がある）</p> <p>分子：添付書類を紙で提出した申請を含む 分母：OSS 対象手続きとなっていない窓口申請を含む</p>
	<p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>2026 年 3 月末</p>

	<p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>目標値 新規登録 現状の OSS 利用率及び直近の OSS 利用率の伸びを踏まえた目標設定とした</p> <p>目標値 中間登録 現状の OSS 利用率を踏まえた目標設定とした</p> <p>期間設定 2023 年 1 月から車検証の電子化が始まり、2025 年 12 月に全車の車検証が電子化されるため、2026 年 3 月末を取組期間（達成期限）に設定する</p>	
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン① ※オンライン化未実施の場合は、オンライン化に向けた課題とアクションプラン	課題	OSS 申請関連手続きの利便性の向上が必要である
	中間 KPI	【目標・達成期限】 2025 年 12 月までに支局への出頭を 30%削減する
		【KPI の定義】 2020 年と 2025 年の年間出頭数を比較した削減率
	アクションプラン a	【取組内容】 引越ワンストップサービスとの連携を推進する 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が保有する「基本 4 情報」との連携等を通じて、申請者の情報入力の簡素化等を図る
		【取組期限（期間）】 2023 年 3 月末(引越ポータルサイトとの連携については 2021 年 3 月)
	アクションプラン b	【取組内容】 スマートフォンを活用してカードリーダーを不要とするシステム改修を行う等、OSS ポータルサイトの使いやすさを向上させる
【取組期限（期間）】 2022 年 3 月		

を記載	アクション プラン c	【取組内容】 変更登録・移転登録の申請について車検証を電子化することにより運輸支局等への来訪を不要とする
		【取組期限（期間）】 2023 年 1 月
	アクション プラン d	【取組内容】 自動車検査登録等の手数料の納付や自動車諸税における決済手法の多様化を図る
		【取組期限（期間）】 検討：2021 年 3 月 実施：2023 年 3 月
	アクション プラン e	【取組内容】 保管場所標章の郵送化により警察署への来訪を不要とする
		【取組期限（期間）】 2023 年 3 月
	アクション プラン f	【取組内容】 申請代理人が行う OSS 申請の利便性を向上させる
		【取組期限（期間）】 検討：2021 年 3 月 実施：2026 年 3 月
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	一部の手続き書類について電子化が進んでいないため、法人謄本等窓口での提出が別途必要となるものや、OSS の手続き対象となっていないものがある
	中間 KPI	【目標】 2023 年 3 月までに一つ以上の添付書類の電子化を実現する
		【KPI の定義】 関係機関とのシステム連携により削減を図る書類
	アクション プラン a	【取組内容】 商業・法人登記簿謄(抄)本など OSS 対象手続きの添付書類の電子化を進める
	【取組期限（期間）】 検討：2021 年 3 月 実施：2026 年 3 月	

	アクション プラン b	<p>【取組内容】 OSS 対象となっていない手続きに必要となる書類について可能なものは電子化した上で、OSS 対象手続きを拡大する</p> <p>【取組期限（期間）】 検討：2022 年 3 月 実施：2026 年 3 月</p>
	オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	<p>課題 マイナンバーカードを用いた申請や自動車 OSS についての理解が浸透していない</p> <p>中間 KPI <p>【目標】 2022 年 12 月までにマイナンバーカード使用率を 50%とする</p> <p>【KPI の定義】 マイナンバーカード使用率 =OSS 申請においてマイナンバーカードを使用した手続き件数/OSS 申請件数</p> </p> <p>アクション プラン a <p>【取組内容】 OSS 申請率低迷地域の明確化を行った上でマイナンバーカードの優良事例の展開など OSS 申請利用の働きかけを行う</p> <p>【取組期限（期間）】 2021 年 3 月末</p> </p> <p>アクション プラン b <p>【取組内容】 OSS 未対応 3 府県に OSS 対象地域を拡大する</p> <p>【取組期限（期間）】 2023 年 3 月末</p> </p>

<4-2>・・・ <4-1>とは異なる計画（取組期間、課題および取組）の手続がある場合は以下に別枠を追加作成して記載すること

5. スコアカードの作成と公表方法

(オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表)
国交省 HP 内にて公表し、四半期毎に更新を行う。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期 (少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する)

個人ユーザーについてはアンケートを行い、個人ユーザーによるチェックを行う。また、申請代理人などに依頼し年一回進捗状況のチェックを行う (原則年度末)

7. 基本計画の見直し

・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。